

## <会則等の改正について>

### 1. 日本ロールシャッハ学会会則(改正案)

日本ロールシャッハ学会会則 第3章 会員 第7条に以下の条文を追加する。現行の第7条は、第8条とする。以下、それに従い、全22条の条項は、23条となる。

(改正箇所を下線)

現行	改正後（変更部分のみ提示）
<p>第3章 会員</p> <p>第7条 会員は、次の事由によりその資格を失う。</p> <p>1. 退会 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。</p> <p>2. 自然退会 会費を2年以上にわたって滞納し、事務局からの催促に応じなかったときは、自然退会とみなす。なお、この場合、滞納会費を精算した後でなければ再入会は認められない。</p> <p>3. 除名 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があった場合、会長は総会の議決を経て、除名することができる。ただし、当該会員はその決定に対して、異議を申し立てることができる。</p> <p>4. 死亡</p> <p>附則 本会則は平成20年10月25日より施行する（一部改正）。</p>	<p>第3章 会員</p> <p>第7条 会員は、申出により、連続して2年を限度として一時休会することができる。その手続き及び休会中の扱いについては別途細則に定める。</p> <p>第8条 会員は、次の事由によりその資格を失う。</p> <p>1. 退会 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。</p> <p>2. 自然退会 会費を2年以上にわたって滞納し、事務局からの催促に応じなかったときは、自然退会とみなす。なお、この場合、滞納会費を精算した後でなければ再入会は認められない。</p> <p>3. 除名 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があった場合、会長は総会の議決を経て、除名することができる。ただし、当該会員はその決定に対して、異議を申し立てることができる。</p> <p>4. 死亡</p> <p><u>附則</u> <u>本会則は平成24年11月3日より施行する（一部改正）。</u></p> <p>附則 本会則は平成20年10月25日より施行する（一部改正）。</p>

## 2. 休会制度に関する細則について

### 細則3 休会に関する細則

- 第1条 日本ロールシャッハ学会会則第7条に定める日本ロールシャッハ学会休会に関する諸事項のために、この細則を定める。
- 第2条 会員が病気や留学等により一時休会しようとするときには、事前の申請により、これを認める。
- 第3条 休会届けには理由と期限を記入し、原則として前年度中に提出を行う。なお、休会は、連続して2年を限りとする。
- 第4条 休会中の会員に対しては、以下のように取り扱う。
1. 休会中は会費を徴収しない。
  2. 休会中は、選挙権、被選挙権を有しない。
  3. 休会中は、学会刊行物の送付は行わない。
  4. 休会中は、学会機関誌への投稿資格、大会での発表資格を持たない。
  5. 休会中の大会、研修会への参加は、非会員扱いとする。
- 第5条 復会については、復会届けを提出する。ただし、2年を超えて、復会届けが未提出の場合は、自然退会となる。
- 附則 この細則は平成24年11月3日より発効する。

## 3. 総会および理事会に関する細則の改正について

### 細則1 総会および理事会に関する細則（改正案）

（改正箇所を下線）

現行	改正後（変更部分のみ提示）
<p>第4条 総会では、以下の事項を審議し決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 総会議長と書記の選出および承認 （慣例として、総会議長には当該大会会長および前年度大会会長を選出する。）</li><li>2. 事業報告および収支決算</li><li>3. 事業計画および収支予算</li><li>4. 監査報告</li><li>5. 次年度大会主催者（大会会長）および次々年度大会主催者（大会会長）の承認</li><li>6. その他必要とする審議事項</li></ol>	<p>第4条 総会では、以下の事項を審議し決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 総会議長と書記の選出および承認 （慣例として、総会議長には当該大会会長および前年度大会会長を選出する。）</li><li>2. 事業報告および収支決算</li><li>3. 事業計画および収支予算</li><li>4. 監査報告</li><li>5. 次年度大会主催者（大会会長）の承認</li><li>6. その他必要とする審議事項</li></ol>